

産業労働局所管施設の指定管理者候補者の決定について

産業労働局が所管する施設における指定管理者の候補者を、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、6月開催予定の第二回東京都議会定例会の議決を得て、指定を行います。

1 対象施設

東京都立産業貿易センター浜松町館（港区海岸一丁目7番1号）

2 指定の期間、指定管理者候補者の名称及び選定方法

| 施設の名称 | 指定の期間 | 指定管理者候補者 | 選定方法 |
|--------------------------|---|-----------------------|------|
| 東京都立 産業貿易センター 浜松町館 | 平成30年7月1日 ～平成35年（2023年） 3月31日 (4年9か月間) | 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 | 公募 |

3 選定の概要

選定の概要については、別紙を参照

別紙「指定管理者候補者選定の概要（東京都立産業貿易センター浜松町館）」

4 選定委員会名及び委員氏名

「産業労働局指定管理者選定委員会」

| | | |
|-----|-------|-------------------------|
| 委員長 | 寺崎 久明 | 産業労働局 総務部長 |
| 委員 | 加藤 秀雄 | 埼玉大学 名誉教授 |
| | 永山 在浩 | 弁護士 |
| | 北村 信彦 | 公認会計士 |
| | 池田 安弘 | 一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 副会長 |
| | 原 郁 | 産業労働局 商工部 海外販路開拓担当課長 |

問い合わせ先

【産業労働局の指定管理者の選定に関すること】

産業労働局総務部総務課

電話03-5320-4626

【産業貿易センター浜松町館の指定管理者に関すること】

産業労働局商工部経営支援課

電話03-5320-4808

指定管理者候補者選定の概要 (東京都立産業貿易センター浜松町館) 【 公 募 】

(1) 指定管理者候補者の名称

公益財団法人東京都中小企業振興公社

(2) 応募団体

1 団体

(3) 選定経緯及び選定理由等

① 経緯

| 事 項 | 日 程 |
|---|-----------------------|
| 第1回指定管理者選定委員会 ・施設概要説明 ・指定管理者選定方針の審議 ・指定管理者選定基準及び審査項目の審議 | 平成29年7月21日(金) |
| 第2回指定管理者選定委員会 ・指定管理者審査項目(修正)の審議 ・指定管理者募集要項(案)の審査 | 平成29年12月26日(火) |
| 募集要項配布開始 | 平成30年1月16日(火) |
| 募集説明会の開催 [参加団体数10団体] | 平成30年1月30日(火) |
| 質問の受付 [質問団体数3団体、 受付質問数53件] | 平成30年1月31日(水)～2月9日(金) |
| 質問への回答 | 平成30年2月16日(金) |
| 応募書類の受付 [申請団体数1団体] | 平成30年3月12日(月)～16日(金) |
| 第3回指定管理者選定委員会 ・指定管理者の選定方法等の審議 ・書類審査及び応募団体によるプレゼンテーション・面接審査 ・指定管理者候補者の選定 | 平成30年4月25日(水) |

② 審査方法の概要

応募団体から提出された書類（事業計画書等）の内容や、事業責任者等によるプレゼンテーション及び面接における質疑を総合的に勘案して、「東京都立産業貿易センター（浜松町館）指定管理者募集要項」に基づき、選定委員が評価をした。

各委員の評価を集計し、最高得点団体を候補者とした。

③ 評価項目、配点及び応募事業者の得点状況

| 評価項目 | 配点 | 応募団体の得点状況 |
|--|-----|----------------------|
| | | (公財) 東京都 中小企業振興公社 |
| 1 組織の安定性・積極性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募団体の経営基盤が安定していること。 ・ 当該施設の都の産業振興施策上の位置づけや、地方自治法上の「公の施設」として果たすべき役割を十分に理解していること。 ・ 指定管理業務への取り組みに強い積極性が認められ、応募団体の特性を生かした特色ある提案がなされていること。 | 90 | 81 |
| 2 業務執行体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示場又はこれに類似する施設における良好な業務実績を有していること。 ・ 業務に必要な知識・経験を有する者を適切に配置し、適正な労働環境のもとで従事させることができること。 ・ 本社等を含め組織的に、利用者に対して適切な支援・サービスを提供できる体制となっていること。 | 90 | 78 |
| 3 施設の効用発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業及び貿易振興、特に中小企業の国内外での販路開拓に寄与する計画であること。 ・ 利用者の利便性向上が見込まれる、創意工夫をこらした計画であること。 ・ 自主事業は、施設の効用を高め、あるいは利用者サービスを向上させる上で有効な提案となっていること。 | 120 | 97 |
| 4 着実かつ計画的な開業準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な開業に向け、利用規程の整備や情報システムの整備、広報活動などの準備業務を着実に行う計画であること。 ・ 施設整備計画において、新施設の特性を十分理解した上で、付帯工事や初度調弁について過不足なく適切に見込まれていること。 | 60 | 50 |

| | | |
|---|-----|-----|
| 5 効率的な管理運営企画 <ul style="list-style-type: none"> ・経費削減や収入増に努めるなど、費用対効果を向上させる意欲的な計画であること。 ・利用料金の設定に関する考え方が、利用者サービス及び施設経営の観点から適切であること。 ・事業収支計画が、事業スキームを理解した上で、適切な積算や推計に基づいた実現性の高い計画となっていること。 | 90 | 73 |
| 6 適切かつ質の高いサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・利用受付や料金收受方法の工夫などにより、施設の設置目的を果たしつつ、円滑な業務運営を行うことができること。 ・苦情処理や要望把握を的確に行うとともに、業務改善に反映させることができること。 ・民間複合施設との合築のメリットを活かした業務運営により、利用者サービスの向上を図ることができること。 ・指定期間の切り替え時に運営主体が変更となった際の業務引継ぎを適切に行うことができること。 | 120 | 93 |
| 7 施設管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び条例の規定を遵守し、施設の管理運営及び整備に関する業務を、適正かつ安全・確実に実施できること。 ・地震・火災など災害及び事故発生時等の危機管理体制が整っていること。 ・公の施設の管理者としての社会的責任も踏まえ、行政機関との連携や地域貢献など効果的な施設運営ができること。 | 90 | 77 |
| 合 計 | 660 | 549 |

※ 数字は、6人の委員の合計の点数。

④ 選定理由（指定管理者選定委員会議事要旨）

- 旧浜松町館及び台東館の着実な業務実績から、安定的な管理運営が期待できる。
- 豊富な中小企業支援ノウハウを有する団体であり、都立産業貿易センターの設置目的に合致していることが評価できる。
- 開業準備業務について、過去の台東館改修工事の際のリニューアル開業の経験を活かした事業計画となっており、評価できる。

（４）候補者の事業計画書の概要

以下のURL参照

http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/30Jigyo-keikaku_gaiyou.pdf